

EU政策文書(2022年11月発表)

包装と包装廃棄物についての規則 改定案 及び バイオプラスチックについてのコミュニケーション 概説



西山 徹

IGES 持続可能な消費と生産領域 上席客員研究員

粟生木千佳

IGES 持続可能な消費と生産領域 主任研究員

包装と包装廃棄物についての規則 改定案 バイオプラスチックについてのコミュニケーション の概要を整理

2022年11月30日に発表されたEUの2つの文書の概要を整理し、主なポイントをと
りまとめました。 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_7155

- 包装と包装廃棄物についての規則 改定案
 - Proposal for a revision of EU legislation on Packaging and Packaging Waste
 - https://environment.ec.europa.eu/publications/proposal-packaging-and-packaging-waste_en
- バイオベース・生分解性・コンポスト可能プラスチックについての政策枠組みに関するコミュニケーション
 - EU policy framework on biobased, biodegradable and compostable plastics
 - https://environment.ec.europa.eu/publications/communication-eu-policy-framework-biobased-biodegradable-and-compostable-plastics_en
- なお、本概要の公表にあたり、細心の注意を払って作成いたしました。迅速性を優先したことから、英語の解釈などに誤りや誤解がある可能性があります。予めご承知おきください。
 - 2023年1月18日公表版は暫定版とし、必要に応じて、適宜、追記・改善・修正・再掲載いたします。
 - 初公表: 2023年1月18日
 - 修正: 2023年7月20日

包装と包装廃棄物についての規則 改定案の概要

- 包装廃棄物の発生を防ぐために、不要な包装を制限し、リユースや詰替え可能な包装を促進する。
 - 2040年までに、加盟国の人口1人当たり包装廃棄物を、リユースとリサイクルにより、15%削減する。
 - (この施策を実施しなかった場合に比べ、EU全体の廃棄物を37%削減)
 - リユースや詰替えを増加させるための義務付けや標準化。
 - 使い捨てされる包装の禁止
- 2030年までに、全ての包装をリサイクル可能なものとし、高品質な水平リサイクルを加速する。
 - 設計基準の制定
 - デポジット制の義務化
 - コンポスト可能な包装など、表示の明確化
- 包装に天然資源の利用を減らし、二次資源の利用を拡大する。
 - 包装へのリサイクルプラスチック使用率の目標義務を課す。
- 新包装システム導入により、2030年までに約60万人の再利用に関わる新規雇用創出、EU域内で約472億ユーロの経済的節約(市民1人当たり平均で年間100ユーロの節約)の可能性。

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

数値目標

項目	数値目標
1人当たりの包装廃棄物発生量	2018年比で2030年までに5%、2035年までに10%、2040年までに15%削減
プラスチック素材のリサイクル材含有義務	(第2章参照)
包装の空きスペース	40%以下
レジ袋の年間消費量	1人当たり40枚以下
包装廃棄物のリサイクル率	2025年までに65%、2030年までに70%(重量)
再利用、再充填の目標	食品容器を再利用、再充填可能な形で提供する。 輸送用梱包をシステム内で再利用する。 (第4章参照)

包装と包装廃棄物についての規則 改定案 構成

- 第1章 概要(対象、範囲、定義、自由な流通)
- 第2章 持続可能性についての要求事項
 - 素材、リサイクル可能性、リサイクル材含有量、コンポスト可能包装、包装の最少化、再利用可能性
- 第3章 ラベリング、マーキング、情報の要求事項
 - 包装のラベリング、回収のための表示
- 第4章 事業者の義務(第5章、第7章の事項を除く)
 - 製造者、包装素材提供者、輸入者、販売者、充填サービス業者の義務
 - リユース、再充填の目標
- 第5章 プラスチックキャリーバッグ(レジ袋)
- 第6章 適合性(測定)
- 第7章 包装と包装廃棄物の管理
 - EPR、回収システム、デポジット制、再利用と再充填、リサイクル
- 第8章 セーフガード
- 第9章 グリーン公共調達
- 第10～12章 (略)

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

第1章 背景と位置づけ

背景

- 包装は、EUで使用されるプラスチックの40%、紙の50%、自治体の固形廃棄物の36%を占めている。
- 技術的にリサイクル可能な包装材は、その回収、分別、リサイクルに必要なプロセスが実際には利用できないか、費用効率が悪いのか、生産物が最終市場の二次原料の需要を満たすのに十分な品質でないために、リサイクルされないことが多い。
- 多くの加盟国が指令94/62/ECの第6条で定められたリサイクル目標の達成に苦戦している。

位置づけ

- この案は、EU Directive 94/62/EC (1994) on packaging and packaging waste を改定するものである。
- リサイクル可能な包装、プラスチック包装における再生材の使用、再利用可能な包装、包装廃棄物の防止に焦点を当て、一連の新しい定義を導入する。
- この基準を満たす包装は、EU域内で自由に流通できる。

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

第2章 持続可能性についての要求事項(1)

リサイクル配慮設計

- 2030年以降、包装材はリサイクルのための設計基準を満たす必要がある。リサイクル性の要件については2035年までに見直す。
- EPRの負担金は、Annex IIIに示すリサイクル性能等級に基づいて調整される。
- 下記のコンポスト可能以外の包装はリサイクル可能なものとする。また、重量と体積も最小限にする。
- 現在の定義にない革新的な包装材については、その性質を技術文書で明示する。

Annex II 表2
リサイクル性能等級

グレード	リサイクル可能性
A	95%以上
B	90%以上
C	80%以上
D	70%以上
E	70%未満

コンポスト可能プラスチック

- ティーバッグ、フィルターコーヒーポッド、果物や野菜に貼られた粘着ラベル、軽量レジ袋は、コンポスト可能なものとしなければならない(施行後2年)。

再利用、再充填

- 再利用可能な包装は、本規則のAnnex VIIに規定された最低条件に準拠した再利用のためのシステムの一部でなければならない。

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

第2章 持続可能性についての要求事項(2)

プラスチック素材のリサイクル材含有義務

	2030年以降	2040年以降
PETを主成分とし、接触到に敏感な包装	30%	50%
PET以外を主成分とし、接触到に敏感な包装 (シングルユース飲料容器を除く)	10%	50%
シングルユースの飲料容器	30%	65%
上記以外の容器包装	35%	65%

なお、以下は対象とならない

- 医療機器や医薬品等で例外とされるもの
- コンポスト可能なプラスチック

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

第3～6章

ラベリング (第3章)

- 消費者に適切な廃棄経路を、統一されたマークにより知らせる。
- 再生材の含有量を表示する。
- 再利用可能な容器は、QRコードなどにより情報提供。

事業者の義務 (第4章)

- 情報提供の義務(基準に適合していることを示す技術文書等)
- 特定のシングルユースプラスチックの制限(Annex V)
- 包装の空きスペースを40%以下とする。
- 再利用、再充填システム整備(数値目標は次ページ、要件はAnnex VI)

レジ袋 (第5章)

- 年間消費量を1人当たり40枚以下とする(2025年まで)。ただし、フードロスを防ぐ衛生的な目的の包装を除く。

適合性のための測定方法 (第6章)

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

第4章 再利用、再充填の目標

食品関係

以下の品目を各年度までの目標比率で、再利用または詰替え可能な包装で入手できるようにする。

品目	2030年	2040年
飲料 (右の数値は一例であり、品目ごとに異なる数値が設定されている)	20%	80%
持ち帰り用の調理済み食品	10%	40%

輸送関係

以下の品目を各年度までの目標比率で、システム内で再利用可能にする。

品目	2030年	2040年
大型家電製品の包装	90%	-
プラスチック枠、折りたたみ式プラスチック箱、缶及びドラムの形態の輸送包装を使用する事業者の包装	30%	90%
輸送用パレットのラッピング	10%	30%
電子商取引(食品以外)の事業者の包装	10%	50%
段ボール以外で、商品をまとめるために用いる箱	10%	25%

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

第7章 包装と包装廃棄物の管理

所轄官庁、報告

- 加盟国に国内法の整備を求める。
- 加盟国に、1人当たりの包装廃棄物発生量を、2018年比で2030年までに5%、2035年までに10%、2040年までに15%削減することを求める。
- 生産者に拡大生産者責任のための登録を求める。

回収システム

- 加盟国に、全ての包装と包装廃棄物を返却または回収できるシステムの整備を求める。
- 容量3リットルまでの飲料用ペットボトル、金属・アルミニウム製使い捨て容器について、デポジット制度(DRS)を義務付ける(2029年までに整備)。

リサイクル目標

- 2025年までに包装廃棄物の65%(重量)、2030年までに70%をリサイクル。

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

Annex V 制限される使い捨て包装のタイプ

	包装のタイプ	制限される用途	例
1	使い捨てプラスチック	缶などの商品を複数個まとめるためのプラスチック包装。(流通における取り扱いを容易にするためのものを除く)	Collation films、シュリンクラップ
2	生鮮青果用の使い捨てプラスチック包装材	1.5kg未満の生鮮青果用の包装材。(鮮度保持や衝撃防止などで必要なものを除く)	ネット、袋、トレイ、コンテナ
3	使い捨てプラスチック容器	HORECA(フードコートのような場所)で提供される容器	トレイ、使い捨ての皿およびカップ、袋、ホイル、箱
4	調味料、保存食、ソース、コーヒークリーマー、砂糖等の使い捨て包装	HORECAにおける、調味料、保存食、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、調味料に使用される、個々の分量または1人前の使い捨て包装。	小袋、桶、トレイ、箱
5	ホテルで提供する使い捨て包装	液体製品の場合は50ml以下、非液体製品の場合は100g以下の化粧品、衛生用品、トイレタリー製品の包装	シャンプーボトル、ハンド&ボディローションボトル、小袋

包装と包装廃棄物についての規則 改定案

Annex VI 再利用と再充填の基準

定義

- クローズドループシステム: 容器の所有者が変わらずに再利用されて循環
- オープンループシステム: 容器の所有者が不特定多数の間で変わりながら循環

再利用システムのための要求事項

- 明確なガバナンス構造を持つこと
- ユーザーが公平にアクセスできること
- 条件を満たした容器を使用すること
- 効率的な回収のためのシステムと規則(インセンティブを含む)
- 容器の洗浄や補修システム

再充填に関する要求事項

- 再充填用の容器の種類、衛生基準を明確にすること
- 計量装置を備えること
- ユーザーが支払う価格に容器の重量を含んではならない

バイオプラスチックについてのコミュニケーション 概要

バイオプラスチックの政策枠組みについての説明文書

- **バイオ由来プラスチック**は、化石燃料削減のために有効。
 - グリーンウォッシュを招かないよう、単に「バイオ由来プラ」ではなく、「バイオ由来〇%」などと明記する。
 - 測定方法は、放射性炭素測定法を用いるなど厳密化。
 - バイオ原料のサステナビリティを重視する。なるべく廃棄物や副産物などを用いることや、土地利用の変更を伴わないようにすることなど。
- **生分解性プラスチック**は、ポイ捨ての解決策ではない。
 - 農業用など、用途からして回収が困難なものに限定すべき。
 - 容器包装への生分解性プラの導入は、リサイクルを阻害するため認めない。
- **コンポスト可能なプラスチック**は以下のような用途に用いられる。
 - ティーバッグ、フィルターコーヒーポッド、果物や野菜に貼られた粘着ラベルなど。
 - 生ごみ用のごみ袋、軽量レジ袋については、消費者の混乱や、リサイクルするプラスチックへの混入を防ぐ対策が必要である。

バイオプラスチックについてのコミュニケーション

1. イントロダクション

- バイオベース、生分解性、コンポスト可能なプラスチックが包装材をはじめ、各種の分野で使用されるようになっており、その量は年間200万トンを超え、ヨーロッパが生産能力の4分の1、アジアがほぼ半分を占める。2025年までにプラスチック生産能力全体に占める割合は2倍になると予想される
- バイオプラは、従来のプラスチックよりも環境に優しいと、ヨーロッパでも国際的にも広く認識されている。一方で、これらが全体として環境に良い結果をもたらさず、プラスチック汚染、気候変動、生物多様性の損失の問題を悪化させないためには、多くの条件を満たさなければならない。
- バイオプラのライフサイクルを循環経済と整合させ、資源の使用を削減し、できるだけ長くループ内に維持し、一次原料よりも二次原料を優先する必要性を損なうものであってはならない。
- EUは2030年までに、海でのプラスチックごみを50%、環境中に放出されるマイクロプラスチックを30%削減することを目指している。

https://ec.europa.eu/environment/pdf/zero-pollution-action-plan/communication_en.pdf

バイオプラスチックについてのコミュニケーション

2. バイオプラスチックの分類

バイオ由来プラスチック

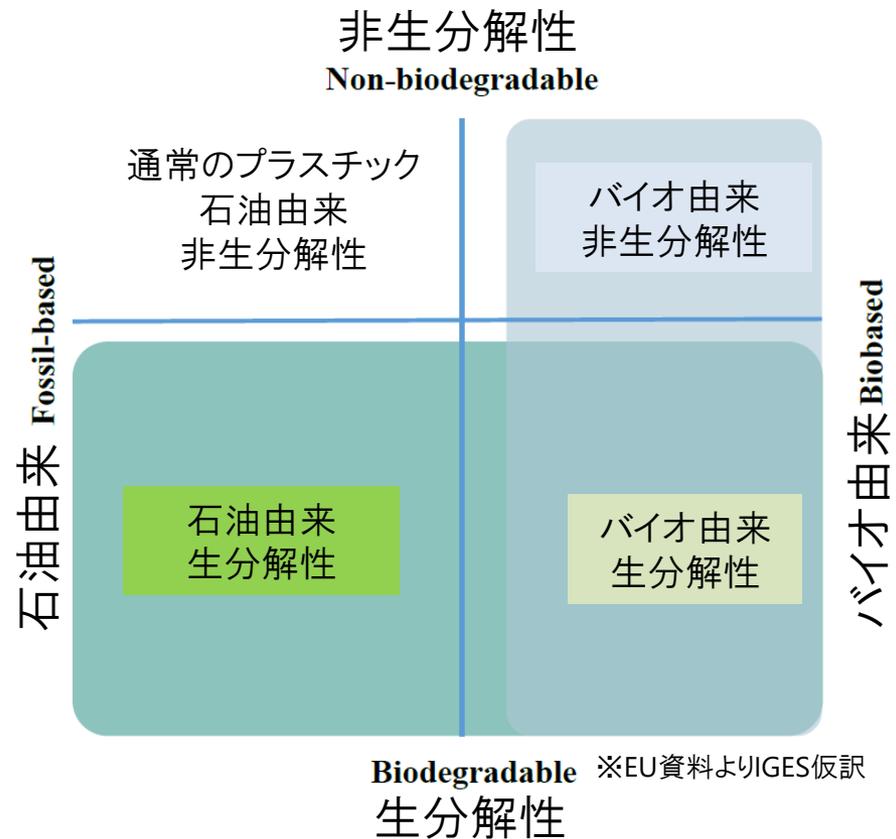
- サトウキビ、穀物、油糧作物、木材などの非食糧資源や、使用済み食用油、バガス、トール油などの有機廃棄物や副産物といったバイオマスから作られたもの。

生分解性プラスチック

- 使用を終えた後に、微生物によって、主に水と二酸化炭素に分解されるもの。

コンポスト可能プラスチック

- 堆肥化または嫌気性消化のため工業的に制御された条件で生分解するもの。



バイオプラスチックについてのコミュニケーション

3. バイオ由来プラスチック (1)

原則

- 炭素原料は今後も必要とされるため、化石炭素に代わるものとして、持続可能な方法で調達されたバイオマスからの再生可能炭素が必要である。特に、有機廃棄物や副産物を利用してバイオ由来プラスチックを製造することは、石油使用の削減、脱炭素目標の達成に役立ち、生物多様性への害を回避することができる。

目標

- EU「持続可能な炭素循環に関するコミュニケーション」(2021)では、化学製品やプラスチック製品に使用される炭素の少なくとも20%を持続可能な非化石資源から調達する目標が掲げられている(現状は10%)。

COMMUNICATION “Sustainable Carbon Cycles”

https://climate.ec.europa.eu/system/files/2021-12/com_2021_800_en_0.pdf

含有量

- バイオ由来プラの含有量についての義務は課されていない。
- グリーンウォッシュを避けるために、含有量の数値を「バイオ由来プラ 〇%」のように明記すべきである。
- 測定方法は放射性炭素法を用いて正確を期すべきである。

バイオプラスチックについてのコミュニケーション

3. バイオ由来プラスチック (2)

原料の持続可能性

- バイオマスの生産には、土地や水などの天然資源、肥料や農薬などの化学物質の使用が必要である。バイオ由来プラの生産は、土地利用の変化をもたらし、生物多様性の損失、生態系の劣化、森林破壊、水不足、さらには食糧との競合を引き起こす可能性がある。
 - この観点について、バイオマス生産は、「バイオエネルギーに関するEUの持続可能性基準」を満たしていなければならない(GHG排出を除く)。
https://energy.ec.europa.eu/topics/renewable-energy/bioenergy/biomass_en
 - 石油由来プラとのライフサイクル比較評価については、まだ途上である。
- バイオ由来プラの生産には、有機廃棄物や副産物を原料として優先的に使用すべきである。

用途

- バイオマスは経済的付加価値の高いものに優先的に使用されるべきであり、エネルギー源よりも、プラスチックを含む材料の生産が優先されるべきである。
- 用途としては、使い捨ての製品を含む短寿命の製品よりも、長寿命の製品を優先すべきである。

バイオプラスチックについてのコミュニケーション

4. 生分解性、コンポスト可能プラスチック (1)

基本的考え方

- 生分解性プラスチックは、マイクロプラスチックが環境中に蓄積することによる害を防ぐことができるものである。
- ただし、生分解性であればポイ捨てしてよいというものではない。
- 生分解性プラは、容器包装などに用いられると、リサイクルの阻害要因となる。
- 生分解性の一種とされる酸化分解プラスチックは、マイクロプラスチックが残留するために禁止された。

生分解性プラの用途

- 生分解性プラスチックの使用は、回収やリサイクルが困難な特定の用途に限定されるべきである。
 - 具体的には、マルチフィルムなどの農業用、漁業用の用途などである。
- 肥料のコーティング剤や製剤添加剤は、2026年以降、生分解性でなければならない。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02019R1009-20220716>

- 意図的に添加するマイクロプラスチックは、生分解性の基準を満たせば禁止されない。
- シングルユースプラスチックとして制限される製品に対して「生分解性」を表示してはならない。

バイオプラスチックについてのコミュニケーション

4. 生分解性、コンポスト可能プラスチック (2)

生分解性の評価

- 生分解性の評価方法は、さらに改定が必要と考えられている。
- 海洋環境での生分解は特に評価が難しいため、評価を継続する。
- 生分解性のために添加される物質は環境に有害なものであってはならない。

コンポスト可能プラスチック

- 工業的にコンポスト化が可能なプラスチックは、環境面のメリットがあり、堆肥の品質に悪影響を与えない用途に限られるべきである。
 - 生ごみ用の袋、果物や野菜のシール、ティーバッグ、フィルターコーヒーポッドなど。
 - 薄いレジ袋も、避けられれば望ましいものの、用途にはなり得る。
- 消費者がリサイクル可能なプラスチックと混乱しないための工夫が必要である。
- 家庭用のコンポスト装置では条件が異なるため、必ずしも分解されるとは限らないことに留意が必要。

IGES Factsheet

EU政策文書(2022年11月発表)『「包装と包装廃棄物についての規則 改定案」及び「バイオプラスチックについてのコミュニケーション」』概説

問い合わせ先

IGES持続可能な消費と生産領域 主任研究員 栗生木千佳 E-mail: aoki@iges.or.jp

Published in Jan 2023

Copyright © 2023 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.
この出版物の内容は執筆者の見解であり、IGESの見解を述べたものではありません。
無断転載を禁ず。

(参考)日本の政策と比較した特徴

EU	日本
<p><u>包装と包装廃棄物についての規則 改定案</u></p> <ul style="list-style-type: none">リサイクル材含有義務、リサイクル性能等級、再利用・再充填、デポジット制度といった、具体的な数値基準や制度的な義務を新たに設けている。	<ul style="list-style-type: none">「プラスチック資源循環戦略」(2019)での将来的な目標や、「プラスチック資源循環促進法」(2021)の環境配慮設計指針は設けられている。具体的な数値基準や義務は定められていない。
<p><u>バイオプラスチックについてのコミュニケーション</u></p> <ul style="list-style-type: none">EUはこれまで、バイオプラスチックについて評価中との姿勢であったが、この文書により、CO₂削減効果があるという立場を明確にした。(数値目標は示していない)コンポスト可能プラスチックが明確に位置づけられている。	<ul style="list-style-type: none">「地球温暖化対策計画」(2016)でバイオ由来プラスチック200万トンの導入目標を設定し、「バイオプラスチック導入ロードマップ」(2021)で具体的な施策を示している。工業的なコンポスト処理が余り普及していないため、コンポスト可能プラスチックと生分解性プラスチックについて、特に分けた位置づけはしていない。 <p>※各種資料よりIGES作成</p>